

山形県公朝

平成30年12月28日 (金) 第3007号

毎週火·金曜日発行

		目				
		告	示			
		_				
	配分計画の認可					・画課)…1209
	の変更				合支庁建設総	務課)…1210
○同	•••••			`	同) …1211
○同				•	同) … 同
○県道の供用	の開始			···· (同) …1212
○同				···· (同) … 同
○同				(同) … 同
○市町村決定	に係る都市計画の変更の)図書の写しの縦覧	<u> </u>		(都市計	·画課) … 同
○道路の位置	の指定			(村	山総合支庁建	葉葉)… 同
○開発行為に	関する工事の完了			(同) …1213
		選挙管理委告	員会関係			
OTHING H A	設立		•••			
	放立 届出事項の異動					
	庙口争頃の異動 体の指定					
○貸金官埋団					• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	11]
		公	告			
○特定調達契	約に係る随意契約の相手	手方の公告			(警察	本部) …1215
		 告	示			

山形県告示第906号

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第18条第1項の規定により、農用地利用配分計 画を次のとおり認可した。

平成30年12月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける 土地の所在する市町村	賃借権の設定等を受ける 者の数	賃借権の設定等を受ける土地
上山市	7者	上山市原口字南原251番ほか15筆
天 竜 市	7者	天童市大字蔵増字谷地4801番 2 ほか67筆
寒河江市	8者	寒河江市大字寒河江字起田野685番ほか16筆

河北町	1者	西村山郡河北町大字岩木字岩木東3546番ほか127筆
村山市	68者	村山市大字本飯田字窪ノ目3625番ほか334筆
新庄市	2者	新庄市五日町字沢口7535番ほか39筆
金山町	3者	最上郡金山町大字下野明字中下堰南1673番2ほか14筆
舟 形 町	7者	最上郡舟形町堀内字立子原1501番1ほか36筆
真室川町	2者	最上郡真室川町大字釜渕字八敷代1564番ほか250筆
大蔵村	1者	最上郡大蔵村大字赤松字福地山2780番ほか274筆
鮭川 村	3者	最上郡鮭川村大字佐渡字松沢2982番1ほか27筆
戸沢村	5者	最上郡戸沢村大字松坂字塩ノ沢384番20ほか38筆
米 沢 市	3者	米沢市大字木和田字稲荷12番ほか11筆
南陽市	1者	南陽市沖田字赤沢二295番1ほか38筆
川西町	27者	東置賜郡川西町大字上小松字南屋敷641番1ほか228筆
長井市	19者	長井市宮字野川向2560番ほか84筆
白鷹 町	5者	西置賜郡白鷹町大字広野字鳥越二2414番3ほか16筆
飯 豊 町	18者	西置賜郡飯豊町大字中字山王原2274番1ほか102筆
鶴 岡 市	41者	鶴岡市東堀越字山ノ上1番ほか262筆
酒 田 市	40者	酒田市久保田字川東48番ほか363筆
三川町	2者	東田川郡三川町大字神花字西外川原70番1ほか23筆
庄 内 町	19者	東田川郡庄内町廿六木字中洲郷140番ほか288筆

2 認可年月日平成30年12月19日

山形県告示第907号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において平成30年12月28日から平成31年1月11日まで縦覧に 供する。

平成30年12月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 上山蔵王公園線

3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区	間	旧新の別	敷地の幅員	延	長
上山市小倉字野中64番1から		旧	17.1 メートル	340	メートル
同 棚木1276番6まで		IH	6. 5	340	
上山市小倉字野中64番1から		新	32.9 メートル	同	L
同 棚木1276番1まで		材	10.1	[FJ]	⊥.

山形県告示第908号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において平成30年12月28日から平成31年1月11日まで縦覧に 供する。

平成30年12月28日

山形県知事 吉 村 美栄子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 天童大江線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区	間	旧新の別	敷地の幅員	延	長
天童市大字蔵増字押切2313番3から			39.0 メートル	1, 910	メートル
同 長沼3026番1まで		III	8.5	1, 910	
同	上	l III	60.0 メートル ~ 15.0	2, 060	メートル
天童市大字蔵増字押切2313番3から 同 長沼3026番2まで		新	39.0 メートル (14.0)	同	上

山形県告示第909号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において平成30年12月28日から平成31年1月11日まで縦覧に 供する。

平成30年12月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 下原山形停車場線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区	間	旧新の別	敷地の幅員	延	長
山形市清住町二丁目16番3から 同 12番2まで		旧	30.0 メートル く 21.0	37	メートル
同	上	新	30.0 メートル く 30.0	同。	Ŀ

山形県告示第910号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において平成30年12月28日から平成31年1月11日まで縦覧に供する。

平成30年12月28日

山形県知事 吉 村 美栄子

1 路 線 名 上山蔵王公園線

2 供用開始の区間 上山市小倉字野中64番1から

同 棚木1276番1まで

3 供用開始の期日 平成30年12月28日

山形県告示第911号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において平成30年12月28日から平成31年1月11日まで縦覧に供する。

平成30年12月28日

山形県知事 吉 村 美栄子

1 路 線 名 山形白鷹線

2 供用開始の区間 東村山郡山辺町大字畑谷字上郷1881番1から

同 前坂2048番2まで

3 供用開始の期日 平成30年12月28日

山形県告示第912号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において平成30年12月28日から平成31年1月11日まで縦覧に供する。

平成30年12月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 路 線 名 下原山形停車場線

2 供用開始の区間 山形市清住町二丁目16番3から

同 12番2まで

3 供用開始の期日 平成30年12月28日

山形県告示第913号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定に基づき南陽市から送付のあった都市計画の変更の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成30年12月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 変更に係る都市計画の種類

南陽都市計画公園

2 縦覧の場所

県土整備部都市計画課

山形県告示第914号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。 なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建築課及び寒河江市役所において縦覧に供する。

平成30年12月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 指定の番号 私道村総建第176号

2 指定の場所 東根市神町中央一丁目946番10、945番3、944番5の一部、944番2の一部、944番3の一部

3 道路の現況 幅員 5.00メートル

延長 139.34メートル

4 指定年月日 平成30年12月18日

山形県告示第915号

次の開発行為は、完了した。

平成30年12月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 許可番号

平成30年6月8日 指令村総建第156号

2 開発区域に含まれる地域の名称 東根市大字蟹沢字長谷1310番1、1310番1先

3 開発許可を受けた者の住所及び名称 天童市糠塚二丁目2番1号 有限会社 弘栄不動産

選挙管理委員会関係

告 示

山形県選挙管理委員会告示第47号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第6条第1項の規定により、政治団体から次のとおり政治団体の設立 の届出があった。

平成30年12月28日

山形県選挙管理委員会 委員長 熊 谷 誠

その他の政治団体(政党及び政治資金団体以外の政治団体)

政治団体の名称	代表表	者の氏:	名	会計責	賃任者の	の氏	主たる事務所の所在地	届出年月日
いのうえ和行後援会	井 上	和	行	太田	日和	彦	山形市江南二丁目 2 - 20	平成 30.10.15
丹野てい子後援会	髙橋	正	敏	髙棉	喬 敏	彦	西村山郡河北町溝延326-1	同 10.19
伊藤きょうこ氏を励ます 会	遠藤	和	夫	満 上	<u>-</u>	勝	東村山郡山辺町大字山辺2769番 地8	同 10.29
佐藤清徳後援会	佐 藤	清	徳	佐藤	※ 洋	子	山形市十日町1丁目8番2- 1201ヴェルビュ十日町	同 11. 5
荒井たくや後援会	髙橋	香	輔	髙棉	喬 瑞	枝	山形市蔵王半郷113-4	同 11. 6
森谷としお後援会	森谷	俊	雄	佐々木	大 孝	_	西村山郡河北町谷地丁132-1	同 11.26
竹田よしのり後援会	小関	吉	郎	金子	子大	樹	西置賜郡白鷹町大字荒砥甲1037	司 11.28

山形県選挙管理委員会告示第48号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第7条第1項の規定により、政治団体から次のとおり届出事項の異動 の届出があった。

平成30年12月28日

山形県選挙管理委員会

委員長 熊 谷

誠

その他の政治団体(政党及び政治資金団体以外の政治団体)

政治団体の名称	代表者の氏	異動事項		内					容		──異動年月日	
政権団体の名称	名	A 别 于 克	新				旧				7,3 7 71 H	
山形県商工政治連 盟	小野木 覺	会計責任者の 氏名	上	野	隆	_	菅		義	治	平 _月 30.	戈 5. 30
長井市西置賜郡医 師連盟	外田 淳	代表者の氏名	外	田		淳	桑	島	_	郎	同	6. 22
草島進一後援会草 進会	草島進一	会計責任者の 氏名	草	島	進	_	草	島	裕	子	同	9. 1
地球の声・鶴岡	草島進一	会計責任者の 氏名	草	島	進	_	草	島	裕	子		同
鈴木としお後援会	船山文利	代表者の氏名	船	山	文	利	高	橋	修 -	一郎	同	10. 23
山形県民社協会北 西村山支部	古郡 勇	会計責任者の 氏名	矢	作	竜	平	飯	野	大	輔	同	11. 1
テイク・オフ21	今野博喜	会計責任者の 氏名	福	山	瑛	史	倉	田	貴	也	同	11. 7
鈴木まさのり後援 会	浅黄勘七	会計責任者の 氏名	茂	木	正	逸	エ	藤	恭	_	同	11. 9
横山小一郎後援会	佐 藤 勝	主たる事務所 の所在地	最上 312看		村大字	ЛПП	最上 937都		村大字	京塚	同	11. 15
荒井たくや後援会	荒井拓也	代表者の氏名	荒	井	拓	也	髙	橋	香	輔	同	11. 19

山形県選挙管理委員会告示第49号

政治資金規正法 (昭和23年法律第194号) 第19条第2項の規定により、公職の候補者から次のとおり資金管理団 体の指定の届出があった。

平成30年12月28日

山形県選挙管理委員会 委員長 熊 谷

誠

資金	管理	団体の	の届				
出を	した	者(作	大表	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	指定年月日
者)	の氏	名					
荒	井	拓	也	山形市議会議員	荒井たくや後援会	山形市蔵王半郷113-4	平成30.11.19

公 告

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定した。

なお、この随意契約に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定(以下「協定」という。)、2012年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定その他の国際約束の適用を受ける。

平成30年12月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量 総合運転者管理業務等改元対応改修業務委託 一式
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地 山形県警察本部警務部情報管理課 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023(626)0110
- 3 随意契約の相手方を決定した日 平成30年11月30日
- 4 随意契約の相手方の名称及び所在地 日本電気株式会社山形支店 山形市十日町二丁目 4番19号
- 5 随意契約に係る契約金額 56,127,600円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 7 随意契約による理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第11条第1項第 2号該当 